

令和 5 年

7月臨時会会議録

令和 5 年 7 月 19 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目 次

○議 事 日 程	3
○出 席 議 員	3
○日 程 第 1	議席の指定	4
○日 程 第 2	副議長の選挙	4
○追 加 日 程 第 1	議席の一部変更	5
○日 程 第 3	会議録署名議員の指名	5
○日 程 第 4	会期の決定	5
○日 程 第 5	諸報告	5
○日 程 第 6	議案第 8 号及び議案第 9 号	6
○討 論	7
○採 決	7
○日 程 第 7	議員提出議案第 2 号	7
○討 論	7
○採 決	8

令和5年7月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

令和5年7月19日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 副議長の選挙
 - 第3 会議録署名議員の指名
 - 第4 会期の決定
 - 第5 諸報告
 - 第6 議案第8号及び議案第9号
 - 第7 議員提出議案第2号
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 副議長の選挙
 - 追加日程第1 議席の一部変更
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 会期の決定
 - 日程第5 諸報告
 - 日程第6 議案第8号及び議案第9号
 - 日程第7 議員提出議案第2号
-

○出席議員（8名）

- 1番 綾城美佳君
 - 2番 田村大治郎君
 - 3番 岡崎隆志君
 - 4番 関伸久君
 - 5番 吉津弘之君
 - 6番 南野信郎君
 - 7番 瀧口治昭君
 - 8番 長岡肇太郎君
-

○説明のため出席した者

- 管理者 田中文夫君
 - 副管理者 江原達也君
 - 事務局長 福場正君
 - 事務局次長 杉山寛校君
 - 会計管理者 吉岡克子君
 - 事務局主幹 齋藤英樹君
 - 事務局主幹 細井充君
 - 事務局主幹 坂野茂君
 - 事務局主幹 井関勝裕君
 - 事務局主幹 吉村浩君
 - 事務局次長補佐兼施設係長 細田登喜江君
 - 事務局総務係長 岡崎晴己君
-

○書記出席者

- 書記長 須郷誠君
 - 書記 釵物伸次君
 - 書記 横山晋太郎君
-

午前10時00分開会

○議長（長岡肇太郎君） ただいまから、令和5年7月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定

○議長（長岡肇太郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに組合議員となられました、綾城議員、田村議員、南野議員、吉津議員の議席につきましては、萩・長門清掃一部事務組合議会・会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり指定をいたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（長岡肇太郎君） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名については、私、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長には、長門市議会議長であります、議席番号5番、南野議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました南野議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました南野議員が、萩・長門清掃一部事務組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました南野議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、南野議員から副議長就任に際して、ごあいさつをいただくことといたします。副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔5番 南野信郎君登壇〕

○5番（南野信郎君） 皆様方、改めましておはようございます。ただいま御紹介を賜りました長門市議会の南野でございます。

まずもって、ただいまは萩・長門清掃一部事務組合議会の副議長に就任に当たり、皆様方、議員各位の御承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

今後は、長岡肇太郎議長のもと、議長が円滑な議会運営に務められますよう、副議長としてしっかりと議長を補佐してまいりたいと思いますので、どうか議員各位の、今後も御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（長岡肇太郎君） 副議長就任のあいさつは終わりました。

この際、お諮りいたします。

ただいま、副議長の選挙が行われたところでありますが、会議規則第3条第2項の規定により、議席の一部変更を日程に追加し、議

題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長（長岡肇太郎君） 追加日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

ここで、議席の一部変更（案）を配付いたします。

〔書記配付〕

○議長（長岡肇太郎君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました変更議席表のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、変更議席表のとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（長岡肇太郎君） 議席の移動が終わりました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（長岡肇太郎君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、綾城議員、3番、岡崎議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（長岡肇太郎君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第5 諸報告

○議長（長岡肇太郎君） 日程第5、これより諸報告を行います。

管理者より報告を求めます。田中組合管理者。

〔組合管理者 田中文夫君登壇〕

○組合管理者（田中文夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、萩・長門清掃一部事務組合規約の変更についてを御報告を申し上げます。

本組合は、萩市と長門市が可燃ごみ焼却施設の設置及び運営を目的として平成22年4月1日に設立し、平成27年4月1日から焼却処理を開始したもので、既に稼働から9年目を迎えたところであります。

可燃ごみ以外のごみの扱いにつきましては、萩市、長門市において独自で行われているところでありますが、それら不燃・粗大ごみ処理施設や資源ごみ処理施設の老朽化、あるいは最終処分場の残余容量の現状から、萩市、長門市、ともに次期施設の整備に向けた検討を開始する時期を迎えた施設もあるところでございます。

これらの検討においては、可燃ごみを共同処理することで事務の合理化、あるいは経費

の節減が達成されている現状から、萩市、長門市間の協議において、今後整備を行うこれらの施設についても、可燃ごみと同様に、本組合の共同処理事務として規定し、本組合を事業主体として実施するとした調整が行われているところでございます。

今後は、萩市、長門市の市議会で、可燃ごみ焼却施設以外のごみ処理施設及び最終処分場の設置及び運営に関する事務も、本組合の共同処理事務に加える規約改正案の審議を経て、山口県知事の許可を求めることとなりますが、本組合といたしましては、萩市、長門市の廃棄物行政担当課と連携し、新たな共同処理事務の開始に向けた準備に努めてまいります。

また、阿武町から本組合の構成団体に加入したいとする要請書が、萩市、長門市に提出されたところであります。

現在は、平成22年5月の本組合議会での議決を経て、阿武町の可燃ごみを受託処理しており、阿武町の正式加入によって、可燃ごみの処理状況が変化するものではありません。しかし、加入後の費用負担のあり方については、萩市、長門市と阿武町間の加入に関する協議によるところであります。また、その協議結果によっては、本組合の条例等の改正手続きが必要となりますので、協議の行く末を見守るところでございます。

以上でございます。

○議長（長岡肇太郎君） 管理者の報告は終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第6 議案第8号及び議案第9号

○議長（長岡肇太郎君） 日程第6、議案第8号及び議案第9号を一括して議題といたします。

議案第8号 萩・長門清掃一部事務組合職員

の分限の手續及び効果に関する
条例

議案第9号 萩・長門清掃一部事務組合職員
の懲戒の手續及び効果に関する
条例

○議長（長岡肇太郎君） まず、提案理由の説明を求めます。田中組合管理者。

〔組合管理者 田中文夫君登壇〕

○組合管理者（田中文夫君） 議案第8号萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例及び議案第9号萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例であります。これは地方公務員の定年年齢が60歳から段階的に65歳まで引き上げられたことに伴い、萩市、長門市では関係条例の整備が行われたところであります。

これに伴い、本組合においても、関係する条例等の改正を行うものであります。

以上でございます。

○議長（長岡肇太郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第8号萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

討 論

○議長（長岡肇太郎君） これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（長岡肇太郎君） これより、採決を行います。

まず、議案第8号萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立者全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立者全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員提出議案第2号

○議長（長岡肇太郎君） 日程第7、議員提出議案第2号を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、関議員。

〔4番 関 伸久君登壇〕

○4番（関 伸久君） 議員提出議案第2号萩・長門清掃一部事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律とが統合されました。これにより令和5年4月1日から、地方公共団体の個人情報保護制度について、法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになりました。

しかしながら、地方議会においては、基本的には改正法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取り扱いは、その自立的な対応にゆだねられることとされたことから、個人情報保護法の規定に基づく共通ルールを踏まえ、その取り扱いに執行機関との差異が生じないように、新たに萩・長門清掃一部事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましては、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長岡肇太郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

議員提出議案第2号萩・長門清掃一部事務組合議会の個人情報の保護に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

討 論

○議長（長岡肇太郎君） これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終了いたします。

採 決

○議長（長岡肇太郎君） これより、採決を行います。

議員提出議案第2号萩・長門清掃一部事務組合議会の個人情報保護に関する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年7月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月19日

萩・長門清掃一部事務組合

議 長 長 岡 肇 太 郎

議 員 綾 城 美 佳